

## 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 2 1 年 2 月

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			比較 A / B
	職員数	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
用務員	20	44.3	306,730	331,493	用務員	53.9	225,900	1.47
自動車運転手	4	52.2	377,675	399,730	自家用乗用自動車 運転者	50.6	257,200	1.55
その他	2	57.8	400,000	416,250	-	-	-	-
合計・平均	26	46.6	324,819	348,511	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成 2 0 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間従業員データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 1 7 年から平成 1 9 年の 3 ヶ年の平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

#### (2) 年齢別職員数

区分	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	計
用務員			5	3		5	4	1	2	20
自動車運転手						2			2	4
その他									2	2
計			5	3		7	4	1	6	26

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

行政職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一))を適用(一般行政職員と同じ。)

##### イ 各種手当

一般行政職員と同じ。

##### ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日を基準日として前 1 年間の勤務成績に応じ、4 号俸(5 5 歳を超える場合は 2 号俸)標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員については、退職者の不補充を続けてきており、今後もこの考え方を変えることなく、民間委託の推進や事務の見直しにより、職員の削減に努めていきます。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表に関する事項

技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二））の導入は、調整しなければならぬ部分が多く、困難な状況であるが、課題として今後も検討していくこととします。

### (2) 手当に関する事項

技能労務職員を対象とする特殊勤務手当は、既に廃止しています。

### (3) 昇給のあり方に関する事項

勤務成績が適切に反映される昇給制度の導入に向けて、その前提となる人事評価制度について、公平性、客観性のある制度としてできるだけ早い時期に確立させるよう、取り組んでいきます。

## 4 その他

退職者不補充に伴う当面の対応策としては、自動車運転手については民間委託の一部導入及び対象車両の削減、用務員については複数校担当などを検討しています。

また、一般行政職への職種変更や技能労務職場のあり方についても、今後慎重に検討を加えていく必要があると認識しています。